

静かな空を もとめて

第3次新横田基地公害訴訟
原告団ニュース

第12号



5/29 第10回口頭弁論 弁護団 国の主張に反論



1. 被害に関する国の主張への反論

国は準備書面(8)で、①原告らの主張する「共通被害」の考え方(後述)に対し、原告ら一人一人の被害については個別に主張立証をするべきである、②原告らの主張する睡眠妨害、健康被害、精神的・情緒的被害、生活妨害は、原告ら全員に共通するものではない、③原告らが引用する沖縄県調査等やWHOガイドラインは、横田基地周辺住民である原告らに被害が生じている事実を裏付けていないなどと主張しています。

このような国の主張に対し、反論を提出しました。内容は以下のとおりです。

まず、①「共通被害」とは、「航空機騒音による被害の現れ方は人によって一様なものではないにしても、一定の地域における一定の騒音の水準をもって騒音被害の程度を画することができるという考え方に基づくもの」です。このような考え方はこれまでの裁判例で繰り返し認められているものであり、原告ら一人一人の被害については個別に主張立証をするべきであるという国の主張は失当です。

(2面に続く)

発行 第3次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3 白鳥第2ビル302号 TEL/FAX 042-552-4451



(1面から)

次に、②一定以上の騒音があれば、睡眠妨害や健康被害が発生することは WHO の定めた勧告値やガイドラインの考え方や、これまで原告らが証拠として提出した論文等により明らかになっています。

また精神的・情緒的被害、生活妨害が原告らに現に生じ、「共通被害」として認められることはこれまでの裁判例でも認定されてきたことです。国は50年以上前の文献を引用したり文献の都合のいい部分だけ引用したりして上記のような主張を行っていますが、いずれも理由がありません。

また、③曝露している騒音の程度（W 値）が同程度であれば、どこの飛行場であるかに関わりなく、同程度の被害が生じているといえます。飛行場が異なることをもって、沖縄県調査等や WHO ガイドラインが、横田基地周辺住民である原告らに生じている被害を裏付けないとする国の主張は誤りです。

2. 検証申出書

横田基地の様子、航空機やオスプレイ等の飛行状況、被害地域と騒音被害の状況などについて、裁判官が現地で直接見聞きする手続（検証）の実施するため、検証申出書を提出しました。2 日間にわたり、

瑞穂町、福生市、昭島市、八王子市内の地点をまわり、検証手続を実施するよう求めています。

手続の実施やその時期、方法については、今後協議が行われる予定です。

国は将来請求は認めないと主張

5/29 の第 10 回弁論に国は「原告には、将来請求権はない」と主張する書面を提出してきました。

騒音被害については土地や家屋などの継続的不法占有の場合と違って、侵害される権利は健康被害や生活妨害などの人格的な利益で金銭で計測、換価し得ない損害が中心で裁判所が受忍限度を超えていることなどの判断が必要だし、将来騒音が継続する予測可能性も低いから訴え自体が不適法だと主張しています。

また、騒音コンターも変更される可能性がある、防音工事など周辺対策の進行も不明、そのうえ横田基地は公共性があるから民間飛行場とは違うなど訴えの適格性がないとも主張しています。40 年以上続く騒音被害、3 度も違法性が判断され被害は拡大していることを無視する国の主張を認めるわけにはいかないと思います。

裁判後に報告集会

高橋美枝子さん 横田基地の現状を語る

裁判終了後の報告集会を、多摩弁護士会館で行いました。

杉野弁護士から現地検証に関する報告の後、「横田基地の撤去を求める西多摩の会」の高橋美枝子さんから「横田基地はどのように変わってきたか」と題して、横田基地でのパラシュート降下訓練、大型輸送機がたくさん飛来するなど最近の基地の状況や、オスプレイ整備用格納庫、武器庫など大規模な工事が進められていることなどを詳しくお話していただきました。首都に外国基地が戦後 80 年もあることなど、横田基地は異常だけであることがわかりました。

参加者からは「横田基地で大規模工事が行われ



ていることにびっくりした」「PFAS 漏出やオスプレイの作戦基地になっている」との感想が寄せられました。

【6、7月】政府交渉・宣伝行動を展開

6月4日、環境大臣交渉

全国公害被害者総行動実行委員会が毎年行っている環境大臣交渉に第3次新横田基地公害訴訟原告団長の奥村博氏が参加。

全国で集約された署名を実行委員会を代表して環境大臣に手渡しました。

午後6時から日比谷コンベンションホールで各地で公害被害をなくせとたたかっている仲間（ミナマタ、原発、大気汚染、公害地球懇 etc）と連帯・交流を行いました。奥村団長は開会あいさつと基地公害の報告を行いました。



各地のミナマタ原告団のみなさんが壇上で

6月27日、環境省交渉 同日、外務・防衛省交渉＋院内集会



環境省担当課長に要請書を渡す普天間の原告団代表

環境省との交渉では普天間、横田基地から漏出したPFAS汚染について質疑が交わされました。各原告団からは、住民の立場に立った血液検査、土壌調査の実施や基地への立入りを求めました。また、オスプレイによる低周波音被害の実態を現場に来てきちんと把握して欲しいと強く求めました。

午後から全国基地連を主体とする院内集会在衆議院議員会館で行われ、リモートを含め約100名の参加で各地のたたかいを学びあいました。当原告団から横田基地をめぐる運動報告がなされ、外務、防衛省交渉でPFAS汚染や、低周波音問題を追及しました。

（4面に続く）



院内集会で横田基地の現状とたたかいを報告する奥村団長

7月13日、署名宣伝行動



7月13日、昭島駅北口でオスプレイ横田配備反対連絡会とともに、署名宣伝行動を実施しました。炎天下での行動でしたが、第3次新横田訴訟原告



昭島駅北口で訴える原告団

団からは13名が参加。横田基地問題を考える会、横田基地被害をなくす会、撤去の会など22人で30筆の署名を集めました。

若い方から「私たちの世代に平和な社会を残すための活動なんですね」との声かけもありました。

9月18日 第11回裁判の傍聴を

第11回弁論では、防衛省が防音工事対象地域として指定する「うるさい地域」（防音工事が必要とする地域で、騒音コンターという）の外まで騒音の被害が広がっていることを、最新の知見に基づいて弁護団が訴えます。

また、低周波音被害や将来請求を認めない国の主張に反論します。たくさんの原告の傍聴で裁判所に、被害の実態を知ってもらって公正な判決を下すよう求めています。

裁判所で進行協議を行う

7月10日、東京地裁立川支部で訴訟団と被告・国による進行協議（これからの裁判をどう進めるか、裁判所を交え原告、被告の三者で協議する場合）が行われました。来年にかけて実施予定の現地検証について意見交換し、原告が求めている求釈明、オスプレイについていつまでに国が回答するのかについて協議しました。

6機目のCV-22 オスプレイが飛来 防衛省は無通告の飛来に抗議なし 10機配備計画についても明言せず



6月7日14時42分、横浜ノースドックを離陸したCV-22B 14-0074は、10分たらずで横田基地に着陸しました。しかし米軍からは依然として配備したとの通告はありません。米軍は、オスプレイを10機配備するとの方針を撤回していません。フライトプランを出さず、無通告で好き勝手に飛び回る米軍機。いまだに、日本の空を支配し続けるアメリカに抗議すらしない日本政府。危険なオスプレイは横田にも日本のどこにも飛ばさせないと抗議の声をあげましょう。

今後の日程

- ◇ 第12回口頭弁論 11月20日（木）午後2時から 東京地裁立川支部
- ◇ 第13回口頭弁論 2026年2月19日（木）午後2時から 東京地裁立川支部